高齢者に対する補聴器購入助成をおこないます

総社市では，加齢により耳が聞こえにくく，日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者に対し，補聴器購入費用を助成します。制度の説明と対象要件や申請に必要な書類についてご説明しますので，まずは，お電話又はご来庁ください。

〇対象要件

次の全ての条件を満たしている人を，助成金の対象とします。

- □　総社市に住民登録があり，居住している人
- □　６５歳以上の人
- □　住民税非課税世帯の人（世帯員全員が住民税非課税）
- □　聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人
- □　耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める「補聴器適合に関する診療情報提供書」の交付が受けられる人（両耳の聴力レベルが，それぞれ平均して40デシベル以上70デシベル未満であると医師が判断している人）
- □　過去にこの助成金を受けていない人
- □　申請者及び世帯員に市民税等の未納が無い人

〇助成金額

補聴器購入にかかる費用に対し，５０，０００円を上限に助成します。

- 助成を受けられるのは一人１回限りです。（５万円に満たない場合でも残額の再申請は不可）
- 専門業者（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）からの購入したものに限ります。
- 修理代，文書料，診察料（受診料）は対象になりません。

〇ご注意いただきたいこと

- 助成の申請後，市から「交付決定」を受ける前に購入したものは，対象外になります。
- 診療情報提供書を取得するため，耳鼻科を受診された際に「補聴器購入より先に治療をした方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合は，医師の指示に従ってください。
- 補聴器は集音器と異なり，単に音を大きくするのではなく，本人の状態にあった調整（フィッティング）が必要です。また，あわない器具を使用した場合，症状が悪化する可能性があります。そのため，総社市の助成制度では専門知識・技能を持った販売店（認定補聴器専門店，認定補聴器技能者）からの購入を条件としています。
- 補聴器は高額なものです。消費者トラブルも報告されているため，国民生活センターや消費者庁のホームページを確認いただき，医師や家族と相談の上，購入してください。

〇お問い合わせ先

総社市　長寿介護課　地域ケア推進係
〒719-1192　総社市中央１－１－１
電話：（0866）92-8373　　FAX：（0866）92-8397

【裏面もご覧ください。（手続きの流れ，必要書類）】

◆手続きの流れ

※⑤の交付決定通知書を受け取る前に購入したものは，対象外になるのでご注意ください。

① 市役所で**申請書**をもらう

申請書を提出していただくと，非課税世帯であること・市民税等に滞納が無いことを確認いたします。なお、直近で転入されているなど，総社市で課税情報がわからない際には，前住所地等で課税証明書を取得してもらう場合があります。

② 耳鼻科を受診し「**補聴器適合に関する診療情報提供書**」を作成してもらう
① と②は前後する場合があります

受診した際に「補聴器購入より先に治療をした方が良い」「障害者手帳を取得できる状態である」等の指摘を受けた場合，補聴器購入手続きの前に医師の指示に従ってください。

③ ②で医師からもらった書類を基に「認定補聴器専門店」又は「認定補聴器技能者」に相談のうえ，**見積書**を作成してもらう

販売店では，ご自身にあった補聴器を選ぶため，実際に一定期間使用し確認の上（必要性に応じて），見積書が作成されます。

④ 申請書を市役所へ提出

〇申請に必要な書類
□申請書
□補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
□見積書（宛名が申請者のもの）
□【認定補聴器技能者作成の場合】
認定補聴器技能者カードの写し

⑤ 市役所で内容の審査を行った上で「助成金交付決定通知書」が送付される

⑥ 決定通知書を確認し補聴器購入する

必ず見積書に記載された補聴器を，見積りのお店で購入してください。

⑦ 助成金請求書を提出

〇請求に必要な書類
□助成金請求書
□領収書の写し（宛名が申請者のもの）

⑧ 市役所から助成金が振込まれる